

事業者のみなさまへ

受動喫煙対策はお済みですか？

2020年4月の「健康増進法」の改正により、病院や学校などは「敷地内禁煙」、飲食店・オフィス・事業所などは「原則屋内禁煙」となりました。施設管理者の皆さまは、従業員を含む施設利用者が受動喫煙を生じさせないように、対策をお願いします。



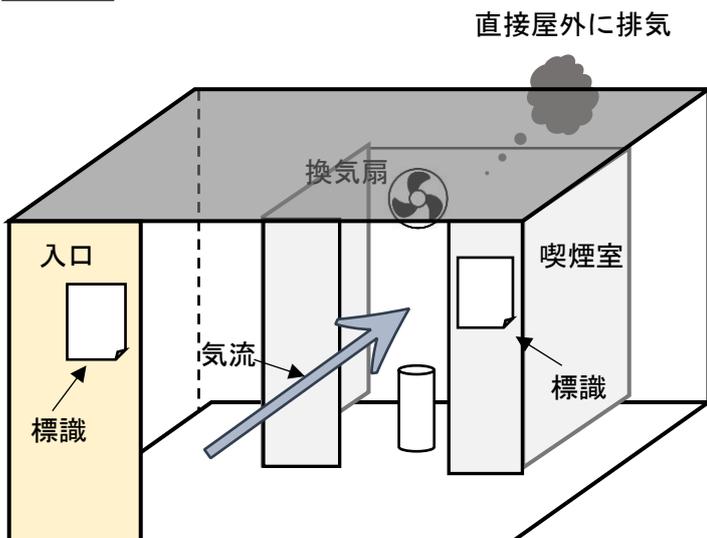
敷地内禁煙

- 屋外の受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に限り喫煙場所の設置が可能とされています(※1)
- ※1 特定屋外喫煙場所の要件
 - ・施設利用者が通常立ち入らない場所や近くの建物に隣接しない場所に設置。
 - ・喫煙場所を明確に区画(パーテーション等による区画も可能)
 - ・喫煙場所である旨の標識を掲示。

原則屋内禁煙

- 法令に基づいた喫煙室がある場合は喫煙室のみで喫煙が可能です(※2)
- 2020年4月1日時点で現に存する店舗は経過措置として次の要件を満たせば、施設の全部または一部に喫煙可能室の設置が可能とされています。(※3)
- ※3 既存特定飲食提供施設の要件
 - ・資本金または出資の総額が5000万円以下
 - ・客席面積が100㎡以下

01 屋内に喫煙専用室を設置する場合の構造・技術的基準は？(※2)



- 煙が喫煙専用室内から室外に流出しないよう、壁・天井等で区画された場所であること。
- 喫煙専用室の出入口において喫煙専用室に流入する気流が0.2m毎秒以上であること。
- たばこの煙は直接屋外又は外部に流出されていること。
- 喫煙専用室には、従業員を含む20歳未満の者は入室できません。
- 施設内に喫煙できる場所がある場合は、施設の主な入口の見やすい場所にその旨を示す標識と、施設内の喫煙できる場所の出入口に喫煙場所であることや20歳未満の人が立入禁止である標識の掲示が必要です。
- 喫煙専用室で喫煙以外の行為(飲食等)を行うことはできません。

※加熱式たばこのみ喫煙が可能な加熱式たばこ専用室の場合は、飲食等の喫煙以外の行為も可能です。
※気流の測定は各施設において実施してください。

詳しくはWebサイトへ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

サイト内検索

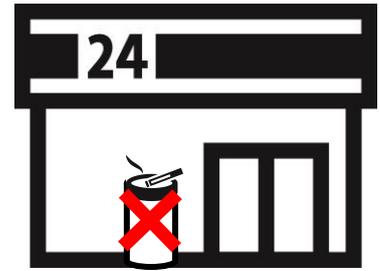
なくそう！望まない受動喫煙

検索



02 屋外での吸い殻入れの設置場所は？

- スーパー、コンビニ、事務所等の入口周辺、道路に面した場所など施設利用者をはじめ、人が往来する場所には、吸い殻入れの設置はしないよう配慮してください。
- 設置する場合は建物裏手や屋上など、喫煙者以外立ち入らない、かつ隣接する建物や住宅などに煙が流れ込まない場所に設置するようにしましょう。



03 標識の掲示について（標識の例）

喫煙場所の出入口及び主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示する必要があります。

- 紙巻きたばこが吸える喫煙室
喫煙以外の行為不可・施設の一部に設置可



- 指定たばこ（加熱式たばこ）に限定した喫煙室
喫煙以外も可・施設の一部に設置可



- 既存特定飲食提供施設の喫煙可能室



店舗の一部



店舗の全部

- 屋内禁煙



※飲食店及び喫茶店については、禁煙である旨の標識掲示が必要です。（道条例）

04 罰則について

施設管理者が法律・条例の内容に違反し、市の担当部局による度重なる注意・指導等にもかかわらず改善されない場合は罰則（過料）が課せられる場合があります。

義務の内容	過料
<ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙防止措置の放置・未実施 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙専用室以外の屋内への喫煙器具・設備等の設置 ・喫煙専用室の構造要件・技術的基準不適合 ●喫煙場所の標識の未掲示 	最大 50 万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ●立入検査拒否・妨害 ●申請書類等の虚偽報告 	最大 20 万円以下

